

# 岩国基地問題から日本の平和を考える

河井弘志

## はじめに

2005年、厚木基地から岩国基地へ57機の空母艦載機が移転してくる、という政府の方針が公にされ、岩国市長井原勝介氏を中心に、岩国市と周辺自治体の住民グループが移駐反対の運動をすすめる、住民投票は圧倒的な数で艦載機移駐反対の結論を示した。

しかし、市役所建設のための国庫補助停止という、国の強引な圧力によって、岩国市長が交替を余儀なくされ、昨年6月、現福田市長が艦載機移駐を容認し、周辺自治体の首長と山口県知事も移駐計画を容認した。多くの住民が参加した長い運動は頓挫し、いま岩国市には虚脱感がただよっている。一体何がどうだったのか、振り返って考えることもないようである。

そういう時、カトリック教会の肥塚神父から、艦載機移駐について話をしてはどうか、と声をかけていただいた。多くの人と同様、私も一歩退いた気持ちを否認しないが、岩国市と周辺の町々の平和を守る運動が終わったわけではなく、爆音は一段と激しくなってきたので、この機会に運動に参加した者の一人として、艦載機移駐の諸問題についての考えを整理し、一体何がどうだったのか、これから何ができるのかを私なりにまとめて、お話しさせていただきたい。

私は法律や政治の専門家ではなく、住民運動をしたこともなかった人間なので、国や自治体の施策について考えを述べることは難しい。しかし、現今の政治や社会の流れをみると、どの方向に答えを求めべきか、という点ですでに意見が大きく分かれるようである。米軍機の爆音に苦しんできた住民の立場から考えると、日本の基地や防衛が今後どの方向へ進めばいいか、ぐらいのことは判断できるように思う。また、私のように厚木基地災害と岩国基地災害の両方を体験した人は少ないので、その立場から発言する責任もあるであろう。そういう意味で、率直に考えを述べさせていただいて、皆さんとともに、今後歩むべき方向について間違いのない共通認識を求めることにしたい。こういう機会を与えていただいた関係者の皆さんに感謝する。

## 自己紹介

私は横浜市のフェリス女学院大学図書館に勤務し、1975年、横浜市郊外の大和市の住宅を購入した。昔の相模野を思わせる林が散在する、なつかしい環境の町である。週末に下見して、即日購入を決定した。しかし実際に移り住むとそこは恐るべき町に一変した。(配布資料2左上)

家のあった上草柳大野420番地は東名高速北側で、厚木基地の滑走路の北端から1キロ、転居の翌日から、小田急江ノ島線沿いに南から北へ、我が家の真上を米軍ジェット機が轟

音をたてて飛び始めた。団地の子供たちは、爆音がやってくると耳をふさいでしゃがみ込んで、嵐の通り過ぎるのを待っている。電話中に爆音があると「ちょっと待ってください」といって、爆音が通り過ぎるのを待たなければならない。両手をあげると飛行機の両翼が肩幅の2倍近い長さになる。想像できるだろうか。FCLP という訓練飛行のときは、2～3分間隔で飛行し、一時間近く爆音が続く。愛媛大学準教授の朝井志歩氏が「厚木基地の滑走路北 1km の住宅地という、厚木基地の騒音による被害が最も深刻な地点」と書いて、70 デシベル以上の飛行回数が年 3 万回～4 万回というデータをあげた、あの住宅地である（朝井 p.52）。

とても読書や執筆をつづけられる状態ではない。この最悪の環境のなかで、自宅へ戻るとアメリカの公共図書館について論文を書いていたが、この無理は身体にこたえた。ある晩、胃に激痛が走った。翌朝病院へ行って胃潰瘍と診断された。爆音の中で神経を集中して勉強したのがたたったのである。以後、薬に頼る毎日で、通勤途中に牛乳を飲んで痛みをしのぐ日も多かった。

これではまともに勤務できないと思い、結婚して健康管理につとめることにした。爆音地獄の大和市に越してきた妻には申し訳ない限りであった。板橋区の大東文化大学に転勤したのを機に、私はついに大和市に見切りをつけ、『週刊住宅情報』で、近くに米軍基地がない住宅を探した。ところが大学に近い東武東上線、西部池袋線にはいたるところに基地があり、とても住めそうにない。やむなく利根川を越えた先の団地の中古住宅に転居し、以後定年退職まで茨城県に暮らした。しかし胃潰瘍は十二指腸まで拡がり、日体大図書館、大東文化大学、立教大学勤務の 26 年間、年 1～2 度、病院で診察をうけた。定年退職で大島に帰ると、ついに十二指腸腫瘍と診断され、聖路加病院で手術した。厚木基地がくれた厄介なお土産であった。

## 移駐反対運動の経過

### 厚木基地

厚木基地は 1941 年に作られた日本海軍基地で、戦後、米軍に接収された。マッカーサーが初めて厚木基地に降り立ったときの映像で有名な航空基地である。「厚木基地」というが、じつは大和市と綾瀬市にまたがる基地で、厚木市には入らない。大和市民は問答無用の米軍の爆音飛行に見舞われ、ついに 1960 年、上草柳の住民 18 戸が抗議運動をおこした。私の新居はこの上草柳にあった。住民団体は 365 戸にふくれあがり、同年 7 月、爆音解消と転居のための補助金を求める「厚木基地爆音防止有償疎開期成同盟」を結成し、後に「厚木基地爆音防止期成同盟」（略称「爆同」）と改称した（朝井: p.59-61）。1975 年に大阪国際空港の公害訴訟で、損害賠償と「夜間飛行差し止め」を命ずる判決が出たのをみて、1976 年に横浜地裁に提訴した（朝井: p.75）。迂闊な私はそのことを全くしらなかった。

爆音だけでなく、米軍機の事故災害も続いた。

1964年 町田市に米軍機が墜落、死者4人、重軽傷者31人  
同年9月 上草柳の館野鉄工所に墜落、死者5人、重軽傷者3人  
1965年 相模原市に墜落 米軍関係者死者11名  
1977年 横浜市緑区（青葉区）の団地に墜落 3歳、1歳の幼児死亡、母親重傷、4年後に死亡、重軽傷者6名

横浜緑区の事故では飛行兵は脱出して無事。昨年12月13日に普天間でヘリコプターの窓が小学校の運動場に落下したが、この窓も緊急脱出の窓であった（朝日12.15）。飛行兵が助かるために、窓は落下し、人がなくなった機体も住宅に墜落するのである。当時私は大和から逃げるばかり考え、基地反対運動など全然考えなかった。深く反省させられるところである。

### なぜ基地反対運動に入ったか

定年退職で故郷に帰って3年後の2005年、厚木基地から岩国基地へ艦載機57機が移転してくるというニュースがあった。「岩国市議会が反対決議 厚木基地機能移転 周防大島町も」と報道され（中国2005.6.24）、岩国市と大島郡の地図が掲げられた。11月4日の「騒音 宮島まで拡大」というトップ記事には、厚木基地の騒音区域図を岩国の地図に重ねた図が掲載された。11月22日には「和木、周防大島の反対 米軍再編で4市町会議」と報道された。

私は大島郡橋町の老人クラブ会報に寄稿した「田園生活の夢」と題する小文の末尾に「厚木基地の艦載機を岩国基地へ移す計画が強行されようとしています。1日400回（3分間に1回）ジェット機が大島の上を飛行すると、定年後ののどかな田園生活の夢は完全に息の根をとめられます。大事な大島を守るために、老人クラブ連合会が計画中止を求める署名運動をおこしてくれないでしょうか」と付記した。

数日後、向かいの西村千代治氏から電話があり、「この記事を読んだ。ちょっときてくれ」という。西村氏は元農協理事長であったが、緑内障で失明近い状態にあり、「自分が元気ならやるが、これではどうにもならない」と悲痛な面持ちで思いを語った。この一言で私は自分がやらなきゃいけないことを悟り、11月8日、町議会の議員に「周防大島町議会の反対決議を期待する」という手紙を書いた。議会はずでに6月に移転反対の決議を採択しており、12月には「岩国基地問題特別委員会」を設置した。

### 岩国基地

岩国基地は、日本海軍練習場として1939年開設され（1,230km<sup>2</sup>）、1940年に海軍航空隊となった。終戦で米海兵隊に接収され（4,514km<sup>2</sup>）、2010年、滑走路の沖合移設により、基地面積が1.7倍に拡張された（7,800km<sup>2</sup>）。加えて高級住宅地予定だった愛宕山地区1km<sup>2</sup>が米軍住宅地、スポーツ施設になる。（配布資料2）

現在岩国基地に所属する米軍機は 63 機といわれる。そして 2017 年に移駐が開始された。(中国 2018.1.3)

2017.8.9	E2D ホークアイ早期警戒機	5 機
11.28	スーパーホーネット	24 機
11.28	グラウラー	6 機
12.5 以後	C2 輸送機	1 機(1 機は墜落 11.22)
2018.5 頃予定	スーパーホーネット	24 機

合計すると米軍機は 124 機となり、沖縄嘉手納基地の 100 機を越え、東アジア最大の米軍基地に変貌する(中国、2017.8.10)。軍人と家族を合わせた米軍関係者は約 1 万人、岩国市民の人口の 7%を越えることになる。写真でみると、岩国市の一等地に広大な基地がひろがり、どうして岩国市民はこの広大な用地に工場を誘致することを考えないのか、と不思議に思われる。(配布資料 3)

現在の滑走路は海岸線に平行して走っているが、旧海軍の滑走路は海岸線に 90 度に交差し、沖合から滑走路へ着陸し、回れ右して沖合へ向かって飛び立つ方式であった。離着陸飛行機の爆音や墜落事故の被害が周辺住民に及ばないように、との配慮もあったのであろうか。ロスアンゼルス空港も沖合から滑走路に進入し、回れ右して沖合へむけて離陸する、同じ飛行をしているようである。周辺住民への配慮をすれば 1 方向の滑走路にせざるをえない。(配布資料 3 上の写真 2 枚)

岩国基地が米軍に接收されると、滑走路が 90 度回転し、南北の海岸線に沿ったコースで離着陸することになった。米軍ジェット機はタッチアンドゴーという飛行訓練をするので、空港内で回れ右する離着陸では困るのである。南から北へ、あるいは北から南へ飛行するので、大島、由宇、大竹、廿日市など、海岸のすべての町々を通過する飛行コースになった。厚木基地が藤沢から相模原市へ、小田急江ノ島線に沿って爆音を浴びせて飛行するのと同じ構図である。2017 年 9 月、5 日間行われた厚木基地の訓練では「1~2 分間隔で行われたタッチアンドゴーの訓練の爆音は鳴りやむことを知らず、基地周辺住民の騒音被害は重大なものでありました」と報告された(『厚木原告団ニュース』2017)。(配布資料 2)

爆音や墜落事故だけではない。岩国基地の北側には広大な工場地区があるが、ジェット機の飛行コースに立っている工場の煙突が邪魔なので、1954 年、米軍が帝人岩国工場に煙突を切断するよう申入れした。敗戦国の工場は従うしかない。煙突を切断したので生産はストップ、工場は松山市、三原市、さらには岐阜県の垂井へ移転し、社員も転居させられた。「人絹町」といってにぎわった町は姿を消してしまった。米軍が工場を追い出したのである。(藤川 p.6)

辺野古で工事を始めたために、地球上で一番北の辺野古に住んでいたジュゴンはいなくなったようである。辺野古で発見された新しいサンゴも移転させたいという(朝日 2017.11.15)。米軍基地の邪魔になるものは、工場も自然も追放するのである。

## 米軍再編と岩国住民投票

2004年、厚木基地の米軍艦載機が岩国へ移されると報道され、2005年6月、岩国市議会は全会一致で反対決議を採択した(中国6.24)。10月には岩国市に了解を求めることなく、突然「米軍再編中間報告」が公表された。岩国関係は厚木基地の空母艦載ジェット機57機(要員1600人)を移駐、となっていたが(本田.p.13)、家族を含む米軍関係者は4000人と言われた。

井原市長は県知事、由宇町長と上京、移駐は容認できない旨を伝え、6万人の反対署名が集まった。ところが「来るものは来るからお金はもらったほうがいい」という議員の数が増えてきた(井原 p.42-58)。

井原市長は艦載機移駐問題を住民投票に問うことを決断、2006年3月30日の町村合併に先行して、3月12日に住民投票を実施することに決定した。議員多数派は反発し、「国防は国の専管事項だから住民投票を行うべきではない」との意見も出たが、市長は「国民がものを言えないという意味での専管事項ではない」、「住民投票は間接民主主義・・・を補完するものである」との信念を貫いた。

市長は住民説明会を行い、市民団体が投票参加と移駐反対をよびかける運動を展開し、全国からも各種団体が応援にかけつけた。投票率が半数を超え、87%が移駐反対、これは有資格者の51%、岩国市民の意思はこれで確定した(井原: 風 p.61-97)。そのあとの市長選挙では、井原氏が再選された。

同年5月の「米軍再編の最終報告」の要点は、  
沖縄駐留海兵隊員8000人とその家族をグアムへ移転。  
普天間基地を沖縄県内に移転。  
嘉手納基地以南の5基地・施設の返還を検討。  
普天間の空中給油機KC130を岩国基地へ移転。  
米軍戦闘機の訓練を本土の自衛隊基地に分散。  
米軍司令部を座間に移転。

**厚木基地の空母艦載機を岩国基地に移転。**(梅林:米軍再編、p.52-56)

## 大島の署名運動

2006年1月16日、大島の町民12名が艦載機移駐計画の中止を求める署名運動を開始し、集まった252人の署名をそえて、中本富夫町長へ、移駐計画を中止する要望書を提出した。しかし町長は地域振興策を求める考えを強調した。山口県が「一部地域(大島郡とはいわず)で騒音拡大」と発表したのもので、今度は二井山口県知事に「周防大島町民を見殺しにしないでください」という要望書を送付した。私は署名集めのために中古の軽自動車ですり回った。(配布資料2 上右図 一番外側の赤線が騒音指数70の線。大島はその範囲が三浦から小松まで拡大した)

岩国市の住民投票の取材にきていた「筑紫哲也 NEWS23」の佐古忠彦キャスターが私の家で取材、私は生まれてはじめてテレビで全国放送された。

この年、私は日前郷区の区長・自治会長と老人クラブ会長を兼務していたので、橘地区の署名数が伸びた。5月には、1971年に文珠山に墜落したスカイホークの残骸を探索し、米軍機事故のなまなましい現実を見た。

7月2日には「大島の静かな空を守る会」が結成された。老人クラブ連合会の協力で署名活動が進展し、署名が町民の半数をこえたので、9月25日「艦載機移駐反対署名に関する声明」を町長へ提出した。しかし町長は記者会見で「署名集めはご苦労なことだが、町民の半数の声なら重みも半分でしかない」「全部集められても考えは変わらない」など、町民の存在を無視した発言をした（中国・朝日 9.26、長周 9.27）。私たちはさらに運動を推進、12月には署名数が人口の67.3%に達したので、署名簿を綴じて町長に提出した。さすがに町長も今度は「真摯にうけとめる」とだけ語ったという（中国 1.11）。2007年6月には署名が総人口の68.8%にのぼった。

大島のグループや岩国の諸団体がばらばらの運動では限界があるので、2007年5月に諸団体の合同会議を開催、以後各地に会場を移動して集会し、2008年1月20日、「瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク」を結成した。きっかけになったのは、廿日市市のシンポジウムでの、秋葉広島市長の「岩国基地問題は岩国市だけでなく、瀬戸内海全域に影響を及ぼす広域の問題だ」との発言であった。これで岩国市と周辺の住民運動に横の連帯ができた。

## 岩国市役所の補助金カット

2008年12月、岩国市役所新築のための国庫補助金35億円がカットされるとの通知がきた。さすがに久間防衛大臣は「私たちも一回約束したことでもございますので、(略)できれば円満に解決してもらうのが一番いいと思っています」と良識ある発言をした（井原 p.114-120）。ところが岩国市議会は、市長の責任を問う弾劾書を17対15で採択した。井原市長は、防衛大臣や政府関係機関に理解を求めたが、市議会は2007年度一般会計予算案をくりかえし否決して、市長を窮地に追い込むという暴挙に出た。（井原 p.122-130）

「はらわたが煮えくり返る思い」の市民は、市役所建築のために募金活動をおこし、運動は全国にひろがり、井原市長も東京などに出向いて募金活動を支援した。周防大島町民も市長と岩国市民の心意気を感じて募金活動に加わり、貧者の一灯、計38万円を井原市長に手渡した（中国 10.8）。寄付金合計は2700万円に上った（井原 p.130-138）

市議会は2007年3月以後も一般会計予算・補正予算ともに否決しつづけた。12月議会で井原市長は、ついに予算を承認させるためにいったん辞職することを約束した。テレビカメラの前で、首に手をあてて辞職覚悟の意思表示をした映像が全国に流された。400年昔の慶長14年(1609)、税率7割3分という萩藩の過酷な年貢とりたてに堪えられない山

代地方の農民が一揆をおこした時、その責任者である庄屋 11 名が斬首されたという歴史がある。その一人、河山村岡新左エ門は井原勝介氏の先祖にあたる（中村良雄）。この史実にテレビの映像をかさねて見ていると、私は目頭が熱くなった。十一庄屋の悲願は、さすがの萩藩の心にも届いて、年貢率を 4 割に減額したが、市議会多数派は移駐容認の方針を変えなかった。封建領主にも劣る岩国市議会、人道まさに地に堕ちたというべきか。2008 年 2 月の市長選挙では僅少差で井原氏が破れた。

愛宕山の住宅予定地が米軍住宅地に転用されるおそれが出たため、愛宕山地区住民が「愛宕山を守る会」を結成、それを支える諸団体が「市民連絡協議会」を組織、愛宕山を米軍住宅にしないことを求める集会を毎月 1 の日に愛宕神社前広場で開催し、諸団体の連絡組織の役目を果たした。

「全国基地爆音訴訟原告団」との交流を機に岩国市民が「岩国爆音訴訟原告団」（476 名）を結成、2009 年 3 月に山口地裁に提訴した。8 回の口頭弁論を経て、2015 年、地裁は損害賠償 5 億 5800 万円、「違法な権利侵害がある」ことを認めたが「早朝・夜間飛行差し止め」は退けた（藤川）。

### 岩国市長、周防大島町長などの艦載機移駐容認

市長が交替すると、政府は掌を返したように、市庁舎建築補助金を全額交付することにした。新市長福田氏は、「今以上の基地機能の強化は容認できない」という、井原市長当時の「岩国市の方針」を守るといいながら、「今」を「艦載機移駐後」にすり替え、しかも容認の条件を「普天間問題が解決するまでは容認しない」と改変した。普天間問題が解決する見通しができれば、基地強化になる移駐でも容認することになったのである。山口県知事は「地元の意向を尊重する」とくりかえした。市民の間には、福田市長も山口県知事も「まだ移駐を容認していない」という奇妙なフィクションが流れた。子供でもわかる言葉あそびだが、岩国市内では結構通用したようである。

2017 年、国は沖縄県の意味を無視して、強引に辺野古の滑走路敷設工事に着工し、福田市長は現場を視察して、普天間問題の解決の見通しがたったとみなし、6 月の議会で艦載機移駐容認を表明し、周防大島町長、和木町長もこれに倣った。岩国市民の移駐反対の声は弱まり、大島町民も黙して語らなくなった。後日知人が、周防大島町長の容認声明について、私がテレビ・インタビューで言った「残念です」との一言に、満腔の想いがこめられているようだったと評してくれた。

### 岩国基地の今後

まだ艦載機が来ていないのに、岩国の爆音裁判は基地爆音について「違法な権利侵害がある」と判決した。周防大島など、周辺自治体の騒音が激化することも予告されている（配布資料 2）。米軍関係者の人口が 1 万人になれば、市民生活はさらに大きな不安要因を抱え

ることになる。私たちは違法の爆音や米軍犯罪から住民生活を守らなければならない。艦載機移駐など状況が激動するなかで、私たちは一体どの方向に向かって進めばいいのか。

### 沖縄・厚木・岩国 「騒音のたらいまわし」から「基地縮小」へ

二井元山口県知事は、艦載機移駐問題の初期に、移駐計画について「騒音のたらい回し」になるおそれがある、と発言した（中国 2005.11.12、しんぶん赤旗 2005.10.31）。厚木基地の騒音への反対に 대응するために、騒音を厚木から岩国に移すだけで、本当の解決にはならない、という意味であろう。この時点で知事は、米軍機爆音は厚木であれ、岩国であれ、沖縄であれ、どこに持って行っても困ることを認めていたのである。

米軍機爆音は厚木から岩国へ、あるいは沖縄から本土へ移転すればすむものではない。沖縄県が基地を本土へ移すことを求めたのは、日米安保によって米軍の日本駐留が避けられないのなら、沖縄と本土が均等に負担をわかちあうべきだと言ったのである。同様に、厚木基地周辺住民も、決して自分たちが苦しめられた艦載機を岩国へ移転したい訳ではないが、戦後 70 年忍従を強いられた厚木基地周辺の住民に平和をとりかえすためには、どこか他のところへ移転させるしかない、と考えるのである。こうして「騒音のたらいまわし」が強行されるのである。

占領時代と同じ米軍駐留は、日本の健全な発展を妨げるのみならず、北朝鮮問題のように、周辺諸国との関係をも悪化させる。艦載機移駐で住民の不满をかわしながら、在日米軍の戦力を維持強化して日本の安全を守ろうとする防衛政策そのものが改められなければならない。

日本の米軍依存体制をなくすることが困難であれば、せめて在日米軍の戦力を縮小し、アジア平和外交を確立する方向に答えを求めるべきである。その努力を全くしないで、ただ国民の不满をかわすために厚木から岩国へ移転する「たらいまわし」政策は中止しなければならない。

民主党政府の鳩山首相が、沖縄県が全国の 70%以上の基地負担をおしつけられているという現実にたいして、普天間基地を国外へ移し、沖縄の基地を縮小する案を示したが、アメリカの反対が強く、実現できなかった。その代案として、本土に基地負担を移動する構想が出たが、沖縄に不当なことを受け入れる県はなく、結局、当初の辺野古への移転案に戻ってしまった。

米軍基地にたいして爆音訴訟をおこしている 6 自治体、7 団体が組織している「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」は、2009 年、時の鳩山首相と外務・環境・防衛大臣に、「基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める要請書」を提出した。基地負担をかかえている自治体の団体の連絡会議は「騒音のたらいまわし」が不当であることをもっとも正しく指摘できる組織である。厚木から岩国への「たらいまわし」について、連絡会議はつぎのように要望した。

「米軍再編については、空母艦載機は『空母と硫黄島との直結方式』とし、また『普天間基地は国外へ移転』させ、国内各基地への航空機の飛来はさせない措置を講じられたい」

すなわち、艦載機 59 機は、岩国へ移転するのではなく、厚木基地から引き揚げ、硫黄島と空母で飛行訓練させる、日本国民が居住している地域へは駐留させない、普天間基地も国外へ出せ、というのである。戦後 70 年、米軍基地に苦悩した地域の要望として、まことに当をえた主張である。米軍再編は「基地被害のタライ回し」にすぎず「地元負担の軽減にはならない」とも明言している。

厚木基地と普天間基地の負担軽減のための対策として、これほど理路整然とした施策はない。独立国日本では、住民が耐えきれない米軍基地は、逐次閉鎖して廃止していくしかないのである。

## 国の専管事項と地方自治 地方自治体による防衛政策の変更

沖縄県は、県知事の毅然たる態度によって、今なお米軍再編について国と論争をつづけているが、山口県知事や岩国市長の移駐容認で、岩国基地論争は終りを告げたかのようにみえる。住民投票でみごとな花を咲かせた岩国市民の民主主義の力は、萎縮してしまったかのごとくである。しかしまだ数多くの課題が残され、事態改善の可能性も残されていることを忘れてはならない。

前周防大島町長は「防衛は国の専管事項」であり、地方自治体はそれに意見をはさむことはできない」という決まり文句で、思考を放棄した。自治体住民の安全、安心を守る意志はなく、国の防衛政策を丸呑みし、自治体に多大の負担を強制したのは、国家主義時代と同じ姿勢であった。

「国の専管事項」という概念について井原氏は「国防は国の役割であるが、国民がものを言えないという意味での専管事項ではない。主権者がものを言うのは自由であり、住民投票はその一つ的手段に過ぎない。また、住民投票は、間接民主主義を否定するものではなく、むしろそれを補完するものである」と言って、「専管事項」が自治体や住民の発言を否定するものではないという認識を示した。国の「専管事項」には、地方自治体は無条件に従わなければならない、という考え方は、民主主義を否定するものである。

昨年 8 月、全国知事会のサブグループである、米軍基地をもつ 15 の都道府県の知事によって構成される「渉外知事会」は、日米地位協定の改定を求める要望書を防衛大臣、外務大臣に提出した。知事会はほんらい保守系知事が多い組織であるが、神奈川県知事、沖縄県知事など、深刻な基地災害の苦悩をかかえる知事のリーダーシップによって、米軍に住民の生活環境を守らせる、自治体職員の基地立ち入りを認めさせる、米軍機飛行を制限する、飛行高度や環境保護などに国内法を適用する、日本側による犯罪容疑者の拘束を認めるなど、自治体の立場から発する強い要望を提起したのである。いうまでもなくその背

後には、各都道府県の住民運動による影響がある。住民運動が、市町村首長だけでなく、県知事を動かして、国の専管事項の修正を求めたのである。

市町村レベルの自治体が直接国に働きかけても、適当にあしらわれることが多いが、知事レベルの協力による国への働きかけは、国としては軽々しくあしらえないものがある。

「国の専管事項にはものが言えない」といって補助金を求める市町村長のみじめな対応ではなく、地方自治の力によって「国の専管事項」を変えさせる民主主義の力を信じるべきである。神奈川県知事は長洲知事以後、一貫して基地縮小廃止の方針を守り、艦載機 63 機を追放することに成功した。沖縄県、神奈川県の運動から教えられることは大きい。

### 基地被害と地域振興 交付金依存から自立経済へ

周防大島町長が「防衛は国の専管事項だから、国の交付金をもらおう」と言って、艦載機移駐を容認したように、補助金は国が地方を支配する手段として好んで使う便利な方法である。さらには、与えると言っていた補助金をとりやめることによって自治体を窮地に追い込み、住民の意思を動揺させて、最後に国の政策を呑ませるといふ、犯罪的な手段を講ずることもある。岩国市庁舎建築の補助金カットがそれである。

地方交付税を必要としない豊かな自治体は、国が補助金によって誘導することは難しいが、弱小自治体は国からの交付金に依存する傾向が強い。大きな損失と引き換えに補助金をもらうとなると、自治体にとって重大問題になる。大島郡の爆音増大とひきかえに、2018年の山口県への再編交付金が 30 億円増額となったように、被害者と受益者が異なることも少なくない（中国 12.5）。

かつて岩国が経済的に繁栄していたとき、アメリカは軍事力によって岩国から工場を追い出し、経済力を失った岩国は、基地経済に依存することになった。市庁舎建築のために、防衛がからむ国の補助金を期待したのもそのひとつであろう。愛宕山の住宅地開発も岩国の経済力を高めるものであったが、それが自力で維持できなくなると、防衛をちらつかせる国に売却せざるをえなくなった。岩国市民は野球場を利用させてもらって、愛宕山の損失を償おうとする。こうなれば、国は子供の手をひねるようなものである。

補助金をもらえば、何もしないでも金が手に入る。働かないで金を手にする習慣が身につくと、市民は年金生活者同然になり、活力ある岩国はなくなり、城下町の気品は失われ、町に米兵があふれ、いよいよ荒廃を続けるであろう。

もう一度あとにもどって、やり直せないのか。あの広大な基地キャンパスを岩国市に取り返して、自力の産業を育てる方向に、岩国の未来を求めることはできないのか。愛宕山の一等住宅地を岩国市民の手にとりかえせないものか。その可能性はまだ十分に残されていると私は信じたい。（配布資料 3）

## 違法の爆音と米兵犯罪 日米地位協定の改定へ

1951年、サンフランシスコ講和条約が締結されたとき、同時に日米安全保障条約が締結された。講和条約第6条は「連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに・・・日本国から撤退しなければならない」としながら、「二国間若しくは多数国間の協定に基く・・・外国軍隊の日本国の領域における駐留を妨げるものではない」と規定し、アメリカ国軍を日本に駐留させる日米安保条約が同時に締結され、日本占領が継続された。

駐留する米軍の在り方は、安保条約と同時に調印された行政協定、のちの日米地位協定によって規定されている。地位協定第2条「合衆国は・・・日本国内の基地の使用を許される」には、使用できる基地に何らの限定もないので、日本国内どこでも基地に提供させることができると解釈されている。米軍が普天間基地を手放さず、辺野古に滑走路を作らせ、沖縄北部にヘリコプター基地を作り、岩国市愛宕山に米軍住宅を作らせたのはこのためである。そのうえ第5条では基地への「出入権」、第24条では飛行機の飛ぶコースの「路線権」まで認めており、米軍機が住宅地の上空や山岳地を低空飛行するのに何の規制もない。

2014年5月21日、横浜地裁は自衛隊機にたいして、「午後10時から午前6時まで・・・防衛大臣は自衛隊機を運航させてはならない」と夜間飛行を禁止したが、米軍機の飛行差し止めは認めなかった（朝日2014.5.22）。岩国基地の爆音訴訟の判決（2015.10.15）でも、「米軍機飛行差し止め」の訴えには「国の規制権限が及ばない」との理由で却下された（中国15.10.16）。2017年の第3次嘉手納騒音訴訟判決では「飛行差し止めは、日本政府には米軍の行動を制限する立場にはないとする、“第三者行為論”などを理由に退けられた」（嘉手納爆音裁判判決1982, 2000, 2017；朝日2014.5.21）。

嘉手納爆音訴訟1～3次判決「国の支配が及ばない第三者（米軍）の行為の差し止めを求めることはできない」（第三者行為論）

原告は「国は嘉手納基地を米軍に長期間提供しながら、違法な爆音が周辺住民の生活領域に到達しないようにする措置を怠っている」と抗議したが、裁判長は「日米安保条約や日米地位協定によれば、国は米軍機の運航などを制限できる立場にない」と判断した（毎日HP2017.2.23）。岩国を含むすべての基地裁判が「爆音が違法である」ことを認め、政府がそれぞれに賠償金を払っているのに、今後の飛行を差止める判決は出せない。自衛隊と自衛隊員の違法行為はとりしまれるが、米兵や米軍は日本人でないから、日本政府には、かれらの犯した違法行為を日本国憲法や日本の刑法でとりしまる権限がないというのである。

日米安保条約がある限り、地位協定を少々いじっても基地問題は解決しないという人もある。しかし、すべての爆音裁判で「違法性」が認められ、国が損害賠償を支払っている以上、日本の法廷が「飛行差し止め」判決を下せるよう、地位協定を改定すれば、それだ

けでもかなり占領体制を克服できる。あとを絶たない米兵等の犯罪や事故も日本の法で裁かれるべきである。さきに見た「渉外知事会」による地位協定改定の要望も、こうした安保の違憲性を実質的に減少するための努力といえよう。

民主党政権は「地位協定の見直し」案を作って、地位協定を改定しようとして挫折したが、先にみたように、渉外知事会は改定にとりくみ、現在国に要望している。保守的とみなされている知事会が改訂に挑戦したのをみながら、市民が改訂の努力をしないのは、許されることではなかろう。

## 日米安保条約から東アジア共同体へ

安保条約第 10 条は「いずれの条約国も、他方の条約国に対し、この条約を終了させる意思を通告することができる」と規定しているが、その後 57 年経過した現在まで、日本政府が日米安保の終了を通告したことはなく、こうして米軍による占領が、日本政府の意思によって続けられてきたのである。

憲法第 13 条は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は・・・立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とし、第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度生活を営む権利を有する」と規定している。日本政府はこの規定に従わなければならないが、岸政権はこれらの日本国民の「基本的人権」を侵害する日米安保、日米地位協定に調印するという憲法違反をしたのである。「悪法もまた法なり」といって毒杯を仰いだソクラテスと同様、私たちは安保条約のもとに屈服するしかないのであろうか。

憲法違反の日米安保条約を調印したのは誰か。憲法 61 条に「条約の締結に必要な国会の承認」とあるので、日米安保条約は国会の承認で調印されたのである。1960 年に新安保条約反対の国会デモが行われ、国会へ乱入し、樺美智子さんが命を失うという悲劇に到ったのは、安保条約を調印した国会への抗議だった。つまり日本国民の基本的人権を守る日本国憲法を事実上無力にしてしまう日米安保条約に調印するという違憲行為を、国会が犯したのである。

憲法 98 条は、「憲法は国の最高法規」と規定したあと、第 2 項で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守することを必要とする」と規定している。日本政府が日米安保条約という悪法を調印したからには、憲法に定める「国民の基本的人権」を侵害する日米安保条約という悪法であっても、遵守しなければならないのである。このことを松田一志氏は「憲法による法体系と安保による法体系の二つが存在」するので、憲法が保障する権利も、安保法体系では通用しないのだと言っている（松田）。

もともと日米安保という憲法違反の悪法も、国会の意思で終了を通告することができる。安保条約を解約して「基地のたらいまわし」をやめさせることもできるのである。しかし今の国会に健全な判断力をとりもどさせることは至難の業であろう。

平岡秀夫氏は、いきなり日米安保条約廃棄を議論するまえに、韓国、中国、北朝鮮とい

う東アジア諸国と「東アジア共同体」を作る準備を始めることを提案した（平岡：東アジア共同体）。ヨーロッパにおいて何世紀にわたって戦争の火種となったドイツとフランスが中心になって「欧州連合」を形成し、パスポートのいらぬ広域連合国を作り上げた。日本と中国もすでに経済産業面では相互乗り入れ状態になっている。東アジア各国が国境をこえる人的交流をすすめれば、欧州連合に近い体制を作ることも夢ではなからう。この流れに並行して、米軍基地の被害を削減しつつ、軍事力によらない、平和で対等の日米関係を育てる努力を続けることが今後の課題となるのである。

## 軍事力と外交力 軍事的圧力から外交的交渉へ

軍備をもたない日本が外国から攻撃されるおそれがあるときは、米国の軍事力によって国を守ろう、あるいは、自衛隊を強化することによって米軍への依存をなくそう、という常識論がある。軍事力によらず、平和的外交によって難問を解決する政治的働きは日本人はまことに苦手である。

1931年の満州事変勃発にたいして、満州から撤退することを日本に求めたリットン調査団報告を、ほとんどすべての国が承認したとき、松岡洋右全権大使（山口県室積村）は撤退勧告を拒否して退場、日本が国際連盟を脱退して第二次世界大戦に突入したのが、その象徴的な事例である。

北朝鮮のミサイル発射にたいして、安倍内閣は急遽アメリカ大統領トランプに助けをもとめた。ちまたでは、日本にも一定の軍事力が必要ではないか、という声さえ聞こえ、岩国では、小學校生徒に机の下にもぐる避難訓練をさせたという。J-ALERT が放送された時、私は戦時中の空襲警報を思い出して身震いがした。

外交官の天木直人氏は「国益が衝突した場合、武力に訴えることなく、最後まで話し合いで解決しようと努力することが外交です」と断言する（天木 p.75-77）。相手国に長期滞在し、その国の人々と喜びや痛みを共にする経験を持った外交官は、国際関係の現実を誰よりも理解している。外交の修羅場に生き、しかも外交の理念を守ろうとする外交官の声は傾聴に値する。

中国と韓国の首脳が北朝鮮について、「対話を通じて平和的な方法で解決する」ことに合意し、中国は早速北朝鮮に特使を派遣して、平和解決の行動をおこした（朝日 2017.11.12；11.18）。一方米大統領は、軍事的、経済的な圧力によって北朝鮮を威圧しようとし、安倍首相もそれに同調している。岩国では、小學校で防空、避難訓練をはじめた。世界地図を開くまでもなく、北朝鮮とアメリカの中間に位置する日本こそ、両国の相互理解を深めるために尽力すべき立場にあるのに、いったい日本政府は何をしているのか。

あの金大中の「太陽政策」の当時、北朝鮮との間には平和な関係が維持されていた。平昌オリンピックを契機に、韓国は再び南北交流の努力をしている。日本政府も平和外交の原則を確立し、国際平和の理念のもとに知恵と政治力を働かせ、対等に交渉できる有能

な外交官に活躍の場を与えるべきである。

## 日本国憲法

アメリカの軍事力への依存から脱却するためには、自衛隊を強化して、米軍に依存しないで自力で国を守る体制を確立すべきだという論議があり、それが憲法 9 条改定論に結びついている。9 条改定論は日米軍事同盟論と不離の関係にあるので、決してアメリカの軍事力への依存から独立する方向に進むことはない。

「日本国憲法」は国民の「健康で文化的な最低限の生活を営む」基本的人権を守ることを原則とするが、在日米軍は憲法の規制をうけず、日本国民の基本的人権を踏みにじって、自由に軍事的活動を展開することが認められている。国の最高法規をもってしても、在日米軍の活動を規制できないという、占領時代以来続けられてきた法体制をどこかで断ち切って、日本国民の意思によって日本国民を守る体制を確立しなければならない。それがおそらく米軍基地がもたらす禍いを根絶する、最も現実性のある道であろう。

「日本国憲法」が施行された日、政府は全国津々浦々まで憲法の理念を伝える冊子『新しい憲法、明るい生活』を配布した。同書は「私たちは戦争のない、ほんとうに平和な世界をつくりたい。このために私たちは陸海空軍などの軍備をふりすてて、全くはだか身となって平和を守ることを世界に向かって約束したのである」と断言した。文部省が中学校の教科書として作った『あたらしい憲法のはなし』は、「よその国と争いがおこったとき、決して戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということを決めたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです」と明記している（高見）。

北朝鮮が日本上空へミサイルを発射したとき、日本は「おだやかにそうだん」しようと思わず、米国の軍事的威圧に協力し、国連安保理も北朝鮮制裁を決議したので、北朝鮮は態度を硬化し「そうだん」はいよいよ難しくなった。

岩国の大川清牧師は「ニューヨークの国連本部の前にある壁にはく彼らは剣（つるぎ）を打ち直して鋤（すき）とし、槍（やり）を打ち直して鎌（かま）とする。国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない」（イザヤ書第 2 章 4 節）という聖書の言葉がきざまれています」とのべ、「憲法第 9 条によってくいかなる理由があっても国際紛争を武力によって解決する道を永久に放棄する」と決意したからこそ、これまで戦争になることもなく、直接的な加害者になることもありませんでした」と証言した（大川）。日本は戦後 70 年、戦争をしないことがいかにいいことであるかを十分に体験した。このうえ戦争をしなければならない理由はどこにもない。

人間としての平和な生活を実現し、維持するために、すべての国際的な問題を、軍事的な手段によらず、おだやかに相談してきまりをつける「日本国憲法」を、私たちは守り続けなければならない。その力によって、ついには日本の米軍基地が消滅し、完全に独立し

た日本が実現されることを信じたい。ご清聴ありがとうございました

### 参考文献

- 朝井志歩：『基地騒音：厚木基地騒音問題の解決策と環境的公正』東京：法政大学出版局,2009
- 井原勝介：「山代十一庄屋追悼会に出席して」『山代の心』本郷村ふるさとの歴史を知る会編.2000
- 井原勝介：『岩国に吹いた風：米軍再編・市民と共にたたかう』東京：高文研, 2009
- 梅林宏道：『米軍再編：その狙いとは』東京：岩波書店, 2006.(岩波ブックレット；676)
- 「世界」編集部：『日米安保 Q & A:「普天間問題」を考えるために』東京：岩波書店,2009 (岩波ブックレット)
- 大川清：「岩国を戦争の拠点になどさせない」『月刊にゅうすれたあ』No.227(2017.10.2)
- 河井弘志：「日本国憲法をどう考えるか. 自由民主党<日本国憲法改正草案>と比較して」附「日本国憲法をどう考えるか：提言」市民自ら政策を持とう. 2016.2.21; 3.22
- 高見勝利編：『あたらしい憲法のはなし：他二篇』東京：岩波書店, 2013. (岩波現代文庫)
- 中村良雄：「十一庄屋と山代の心」『山代の心』本郷村：山代義民顕彰会, 2000
- 平岡秀夫：「東アジア共同体」に向けて：提言」市民自ら政策を持とう, 2014.10.11
- 平岡秀夫：『リベラル日本の創生：アベノポリシーへの警鐘』ほんの木, 2015
- 藤川俊雄：「岩国爆音訴訟への道のり」市民みずから政策を持とう, 2016.9.24
- 本田博利：『基地イワクニの行政法問題』東京：成文社, 2012
- 前泊博盛：『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』大阪：創元社, 2013
- 松田一志：「43項目の安心・安全対策要望とは」瀬戸内ネット学習会, 2017.4.28
- 琉球新報社：『日米不平等の源流：検証「地位協定」』東京：高文研, 2004
- \*にゅーす・せとうち 瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク編・発行 No.1 (2008.4.10)~No.33(2017.10.15) 継続
- \*静かな空 大島の静かな空を守る会編・発行 No.1(2006.7.12~No.56(2017.10.15)継続
- \*市民みずから政策を持とう. <http://seisaku1341motou.sakura.ne.jp/> 継続
- (「広島カトリック会館多目的ホール」における講演 2018年2月12日)

配布資料1 「岩国基地問題と日本の平和を考える 要項」 (省略)